

雇用保険被保険者資格取得届の提出について

雇用保険加入対象となる従業員を雇用した際の手続きとして、「雇用保険被保険者資格取得届」をご提出いただいておりますが、例年4～5月においては、新卒採用者や人事異動等により申請件数が大変多くなっております。このため、窓口受付及び処理業務に通常以上のお時間を要するとともに、待合席においても大変な混雑が予想されますので、

4～5月中「雇用保険被保険者資格取得届」の申請については
お急ぎでない場合は雇用した日から1ヶ月程度経過後に
申請を行っていただくようご協力をお願いいたします。

東京都内管轄事業所につきましては、
「雇用した日の属する月の翌月末」が提出期限と定められているため、
4月に雇用された従業員の取得手続きについては5月31日が提出期限と
なっております。（※1）

（※1）他道府県管轄事業所につきましては、提出期限が異なりますのでご
注意下さい。

